

加古川市行政改革実行プラン
令和7年度 取組実績

令和8年8月
加古川市

行政改革実行プラン目次

【重点事項】 1 定員管理体制の確立と効率的な行政組織の構築

細目番号	重点事項細目	課題番号	課題項目	進捗状況	担当	ページ
1	職員数の適正化と計画的な採用	4	技能労務職員の給与水準の適正化	A	総務部	1
1	職員数の適正化と計画的な採用	7	時間外勤務の削減	B	総務部	3
2	改革による効率的な行政組織の構築	3	市民センター等の機能の見直し	F	企画部、市民協働部	5
2	改革による効率的な行政組織の構築	6	効率的な行政組織の構築	A	企画部	7
2	改革による効率的な行政組織の構築	8	窓口開庁時間の見直し	A	企画部、総務部	9

【重点事項】 3 財政計画の策定と自主財源の確保の強化

細目番号	重点事項細目	課題番号	課題項目	進捗状況	担当	ページ
1	将来負担軽減のための財政計画	1	健全な財政運営の堅持	B	企画部	10
1	将来負担軽減のための財政計画	4	公園墓地造成事業特別会計の健全化	A	建設部	12
1	将来負担軽減のための財政計画	5	持続可能な水道事業を実現するための資産管理	A	上下水道局	14
2	財政基盤の強化	1	中長期的な視点による適正な市債の管理	A	企画部	16
2	財政基盤の強化	2	各種基金の目標額の堅持	A	企画部	18
3	自主財源の確保	1	ふるさと納税の推進	A	企画部、産業経済部	20

【重点事項】 4 事務事業の見直し

細目番号	重点事項細目	課題番号	課題項目	進捗状況	担当	ページ
1	事務事業の再構築による行政の効率化	8	職員駐車場の有料化	B	総務部、教育総務部	22
1	事務事業の再構築による行政の効率化	39	浄化槽補助制度の見直し	F	環境部	24
2	公共施設等の最適化	1	公共施設等総合管理計画に基づいたマネジメントの推進	S	企画部	26
3	民間活力の活用	2	指定管理者制度導入施設の見直し	B	企画部	28
3	民間活力の活用	11	児童クラブ運営業務の民間委託	A	教育指導部	30

【重点事項】 5 市民サービスの向上

細目番号	重点事項細目	課題番号	課題項目	進捗状況	担当	ページ
1	市民の利便性の拡大	1	マイナンバーの活用による利便性の向上	A	企画部	32
1	市民の利便性の拡大	6	公民館のあり方の検討	F	企画部、市民協働部、教育指導部	34

【重点事項】 6 積極的な情報発信

細目番号	重点事項細目	課題番号	課題項目	進捗状況	担当	ページ
1	積極的な情報発信	5	オープンデータの利活用の推進	A	企画部	36
1	積極的な情報発信	6	広報紙等による情報発信の充実	B	企画部	38

【進捗状況】

F…令和7年度をもって取組を完了します。
 S…予定より早く実施できました。
 A…予定どおり実施できました。
 B…予定どおり実施できませんでした。

重点事項1	定員管理体制の確立と効率的な行政組織の構築
重点事項細目1	職員数の適正化と計画的な採用
	将来の行政需要を見通したうえで採用計画を策定し、引き続き職員数の適正化を図ります。また、求められる人材像とめざすべき組織像を明確化し、多彩で前途有為な人材の確保に取り組みます。組織の活性化を図るため、職員の職責、実績と意欲、能力などを反映できる人事・給与制度を確立します。

課題・目標（当初設定時）			
課題項目		課題設定年度	担当部局
4・技能労務職員の給与水準の適正化		平成28年度	総務部
現状課題	○技能労務職員の給料が、民間企業の同種の事業に従業する者の給料に比べ高額になっており、総務省からも平成 19 年 7 月に技能労務職の給料の見直しに取り組むよう通知があった。 ○技能労務職員については、行財政改革の一環として、業務の民間委託を拡充する中で平成 14 年度から退職者不補充としているが、今後の採用再開の有無に関わらず、国や他団体と比べ高くなっている給与水準の見直しを図る必要がある。		
取組方針	○技能労務職員の給与について、給与水準を官民比較に基づき適正化するため、給料表の見直しを実施します。		
目標（効果）	○給料表の適正化に向け、職員団体との協議を進めます。		

計画・実績・評価			
年度	計画（スケジュール）	実績	評価
令和4年度	○国家公務員行政職給料表(2)の導入を協議	職員団体と、国家公務員行政職給料表（二）への移行に向けた給料表の見直し協議を行いました。	A
令和5年度	○国家公務員行政職給料表(2)の導入を協議	職員団体と、国家公務員行政職給料表（二）への移行に向けた給料表の見直し協議を行いました。	A
令和6年度	○国家公務員行政職給料表(2)の導入を協議	職員団体と、国家公務員行政職給料表（二）への移行に向けた給料表の見直し協議を行いました。	A
令和7年度	○国家公務員行政職給料表(2)の導入を協議	職員団体と、国家公務員行政職給料表（二）への移行に向けた給料表の見直し協議を行いました。	A
令和8年度	○国家公務員行政職給料表(2)の導入を協議、妥結	—	

実績・評価に基づく令和8年度以降の計画		
状況変化による令和8年度以降の取組等の変更	変更有無	
	○	変更内容等（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）
		令和8年度のスケジュールに「○国家公務員行政職給料表(2)の導入を協議、妥結」を追加しました。
	有:○ 無:－	変更理由（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合） 職員団体との協議を実施したが妥結には至っていないため、今後の技能労務職の採用再開を見据え、引続き妥結に向けた協議を実施する。

当初設定時からの変更履歴

重点事項1	定員管理体制の確立と効率的な行政組織の構築
重点事項細目1	職員数の適正化と計画的な採用
	将来の行政需要を見通したうえで採用計画を策定し、引き続き職員数の適正化を図ります。また、求められる人材像とめざすべき組織像を明確化し、多彩で前途有為な人材の確保に取り組みます。組織の活性化を図るため、職員の職責、実績と意欲、能力などを反映できる人事・給与制度を確立します。

課題・目標（当初設定時）			
課題項目		課題設定年度	担当部局
7・時間外勤務の削減		令和4年度	総務部
現状課題	○新型コロナウイルス感染症対策のため、令和3年度に時間外勤務が大幅に増加しました。 ○新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行した後も、中止していた事業の再開や大規模事業の推進もあり、時間外勤務はコロナ前の状況に戻っていません。 ○時間外勤務の削減については、「加古川市職員のワーク・ライフ・バランスの実現にかかる指針」に基づき取組を進めるとともに、次長会議等において定期的に周知を図っているものの、実効性のある取組になるまでには至っていません。		
取組方針	○時間外勤務の削減に向け、部内各課の原因を解明し、各課の取組を評価・支援する仕組みを構築することにより、業務の改善や効率化を図るなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組みます。		
目標（効果）	○各部の経営のさらなる効率化を目指し、事務事業の統廃合、部内異動による人員配置の適正化、実効性のある業務改善など、各部のマネジメント機能の強化を図るとともに、管理部門との連携を密にする仕組みを構築します。		

計画・実績・評価			
年度	計画（スケジュール）	実績	評価
令和4年度	○制度設計	時間外勤務に対する意識改革を促し、年度途中採用職員の配置、業務の委託化、業務分担の見直し、事務の見直しなどの取組を行いました。制度設計には至りませんでした。	B
令和5年度	○評価の実施	時間外勤務に対する意識改革を促すとともに、年度途中の人事異動及び採用職員の配置、会計年度任用職員の配置、業務の委託化、業務分担の見直し、事務の見直しなどの取組を行い、一部所属では時間外勤務削減の効果が得られました。	B
令和6年度	○令和5年度に実施した取組の効果の検証 ○管理部門との連携を密にする仕組みの構築	業務の見直しや年度途中の柔軟な職員配置により、時間外勤務を減少させることができましたが、コロナ禍前の時間外勤務の状況まで減少するには至りませんでした。 組織に関するヒアリング、人員配置に関するヒアリングを各部局に対して実施することで、効率的に業務を行う体制の整備を図りましたが、管理部門との連携に係る新たな仕組みの構築には至りませんでした。	B

令和7年度	○令和6年度に実施した取組の効果の検証 ○管理部門との連携を密にする仕組みの構築	業務の見直しや年度途中の柔軟な職員配置により、時間外勤務を減少させることができ、コロナ禍前の時間外勤務の状況まで減少するに至りました。一方、年間360時間超の職員が多数存在することから、更なる削減に向け、引き続き各取組を継続していきます。なお、管理部門との連携に係る新たな仕組みの構築には至りませんでした。	B
令和8年度	○令和7年度に実施した取組の効果の検証 ○管理部門との連携を密にする仕組みの構築	—	

実績・評価に基づく令和8年度以降の計画

状況変化による令和8年度以降の取組等の変更	変更有無		変更内容等（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）
	○	有:○ 無:—	変更理由（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）
			令和8年度のスケジュールに「○令和7年度に実施した取組の効果の検証 ○管理部門との連携を密にする仕組みの構築」を追加しました。 状況に合わせた柔軟な人員配置や管理部門との連携を進め、時間外勤務の状況についてはコロナ禍前の水準まで減少したが、依然として長時間勤務職員は多数存在するため引き続き取組を進める。

当初設定時からの変更履歴

- ・取組方針について「○時間外勤務の削減に向け、責任の所在を明確化し、取組実績を正當に評価する仕組みを構築することにより、業務の改善や効率化を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。」から「○時間外勤務の削減に向け、部内各課の原因を解明し、各課の取組を評価・支援する仕組みを構築することにより、業務の改善や効率化を図るなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組みます。」に変更しました。
- ・目標について「○経営戦略担当参事による部の経営のさらなる効率化を目指し、事務事業の統廃合、部内異動による人員配置の適正化、実効性のある事務改善の部内展開、効果的な人材育成など、経営戦略担当としての成果に対して、適正に評価する仕組みを構築します。」から「○各部の経営のさらなる効率化を目指し、事務事業の統廃合、部内異動による人員配置の適正化、実効性のある業務改善など、各部のマネジメント機能の強化を図るとともに、管理部門との連携を密にする仕組みを構築します。」に変更しました。
- 【令和6年度】
 - ・令和6年度のスケジュールに「○令和5年度に実施した取組の効果の検証○管理部門との連携を密にする仕組みの構築」を追加しました。
- 【令和7年度】
 - ・令和7年度のスケジュールに「○令和6年度に実施した取組の効果の検証」を追加しました。

重点事項1	定員管理体制の確立と効率的な行政組織の構築
重点事項細目2	改革による効率的な行政組織の構築
	市民ニーズ・行政課題に的確かつ迅速に応えるため、スリムで効率的な組織を構築するとともに、権限と責任を明確化し円滑な組織連携を推進します。

課題・目標（当初設定時）			
課題項目		課題設定年度	担当部局
3・市民センター等の機能の見直し		平成28年度	企画部・市民協働部
現状課題	人口規模や年齢構成の変化により、市民のニーズや公共施設の利用需要が変化しており、地域の実情に合わせて施設の適切な配置を検討する必要があります。		
取組方針	○市内に10か所ある市民センター等の統合再編や集客施設に窓口機能を置くことなどを検討します。また、各種証明書の交付や申請などの受理にとどまらない、専門性の高い窓口業務の実施や業務範囲、権限などについての検討を行います。※「5-1-6公民館のあり方の検討」と併せて検討します。		
目標（効果）	○令和8年度までの早期に、市民センター等の機能の見直しについて結論づけます。		

計画・実績・評価			
年度	計画（スケジュール）	実績	評価
令和3年度	○市民センター等の機能の見直しを検討	コロナ禍における生活様式の変化や行政手続のオンライン化を進める中で必要な機能を見定める必要があることから、具体的な取組を行いませんでした。現在の急激な変化を注視しつつ施設所管部局との情報共有を行うこととしました。	B
令和4年度	○市民センター等の機能の見直しを検討	市民センターにおける現状や地域とのつながりについて情報共有を行い、課題や取組状況などについて、施設所管部局との意見交換を行いました。	A
令和5年度	○市民センター等の機能の見直しを検討	行政手続きのオンライン化が一定程度進み、コロナ禍を経た生活様式における市民センター等の利用状況を確認するとともに、地域課題担当の機能について施設所管部局と意見交換を行いました。	A
令和6年度	○市民センター等の機能の見直しを検討	市民センターが担う相談業務や一部の行政手続きについて、リモート窓口による代替可能性を検討しました。	A
令和7年度	○市民センター等の機能の見直しの可否に関する結論	窓口開庁時間の見直しにあたり、市民センターを含めて窓口サービスの提供体制の検討をしており、現時点において統合再編や業務範囲を変更する時期ではないと結論付けました。行政手続きのオンライン化やコンビニの証明書発行手数料の減額、窓口開庁時間を短縮した場合の影響も加味しながら、今後は公共施設等総合管理計画の中で、市民センターのあり方を整理します。	F

実績・評価に基づく令和8年度以降の計画

状況変化による令和8年度以降の取組等の変更	変更有無		変更内容等（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）
	—	有：○	
		無：—	変更理由（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）

当初設定時からの変更履歴

- 【令和3年度】
- ・目標について「○平成28年度に東加古川市民総合サービスプラザを機能強化します。」を削除しました。

重点事項1	定員管理体制の確立と効率的な行政組織の構築
重点事項細目2	改革による効率的な行政組織の構築
	市民ニーズ・行政課題に的確かつ迅速に応えるため、スリムで効率的な組織を構築するとともに、権限と責任を明確化し円滑な組織連携を推進します。

課題・目標（当初設定時）			
課題項目		課題設定年度	担当部局
6・効率的な行政組織の構築		令和3年度	企画部
現状課題	○効率的な組織運営を目指して「組織のあり方に関する指針」に基づき「責任と権限の明確化」及び「各部局におけるマネジメント機能の発揮」の実現に向けて取り組む必要があります。 ○役職者の適正配置による意思決定能力のさらなる育成を図り、各部局で自律的に施策が実行できる体制を整備するなど、各部局のマネジメント機能を強化するため、分権化による調整事務の軽減について調査・研究を進める必要があります。		
取組方針	○職員の能力を最大限に活用するため、効率的かつ機動的な機構・組織への再編や人員配置の見直しを実施するとともに、社会経済情勢の変化に対して創意工夫をもって対応できる仕組みを構築します。		
目標（効果）	○権限移譲と決裁ラインのあり方、分権化による調整事務の軽減策について方向性を決定します。		

計画・実績・評価			
年度	計画（スケジュール）	実績	評価
令和4年度	○担当職への権限移譲と決裁ラインのあり方を決める ○分権化による調整事務の軽減について結論づける	令和4年度から担当副課長にも決裁権限を付与し、迅速に意思決定を行うことができる仕組みとしました。決裁ラインについては、複数の部局に跨るものがあったため、新たな担当職を設置して簡略化しました。また、調整事務の軽減を図るため、複数の部局で類似の事務を実施していたものについては、担当部局と共に一元化を図りました。	B
令和5年度	○マネジメント力を向上する手段と決裁ラインのあり方を決める ○分権化による調整事務の軽減策を決める	決裁ラインのあり方や分権化による調整事務の軽減を図るには、管理・監督職のマネジメント力の向上が必須であるため、その手法について関係各課と協議しました。	B
令和6年度	○管理・監督職のマネジメント力を向上させる方法を検討する	意思決定の迅速化と監督職員の意識改革を図るため、決裁権限のうち、課長の権限の一部を係長に移譲する改正を行いました。	A
令和7年度	○管理・監督職のマネジメント能力を向上させるため、適正な組織や、決裁権限のあり方についての検討を行う。	これまで決裁権限がなかった担当課長や担当係長といった「担当」にも決裁権限を移譲するほか、課長の権限の一部をさらに係長に移譲することで、管理・監督職の判断力の向上及びそれに伴うマネジメント能力の向上、各業務における責任と権限の所在の明確化、意思決定の迅速化を図りました。	A

令和8年度	○管理・監督職のマネジメント能力を向上させるため、適正な組織や、決裁権限のあり方についての検討を行う。		
-------	---	--	--

実績・評価に基づく令和8年度以降の計画

状況変化による令和8年度以降の取組等の変更	変更有無		変更内容等（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）
	—	有：○ 無：—	
			変更理由（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）

当初設定時からの変更履歴

【令和5年度】

・令和5年度のスケジュールに「○マネジメント力を向上する手段と決裁ラインのあり方を決める○分権化による調整事務の軽減策を決める」を追加しました。

【令和6年度】

・令和6年度のスケジュールに「○管理・監督職のマネジメント力を向上させる方法を検討する」を、令和7年度のスケジュールに「○管理・監督職のマネジメント力を向上させる仕組みの導入」を追加しました。

【令和7年度】

・目標を「○令和4年度に担当職への権限移譲と決裁ラインのあり方、分権化による調整事務の軽減策について方向性を決定します。」から「権限移譲と決裁ラインのあり方、分権化による調整事務の軽減策について方向性を決定します。」に変更しました。

・令和7年度のスケジュールを「○管理・監督職のマネジメント力を向上させる仕組みの導入」から「○管理・監督職のマネジメント能力を向上させるため、適正な組織や、決裁権限のあり方についての検討を行う。」へ変更しました。

重点事項 1	定員管理体制の確立と効率的な行政組織の構築
重点事項細目 2	改革による効率的な行政組織の構築
	市民ニーズ・行政課題に的確かつ迅速に応えるため、スリムで効率的な組織を構築するとともに、権限と責任を明確化し円滑な組織連携を推進します。

課題・目標（当初設定時）			
課題項目		課題設定年度	担当部局
8・窓口開庁時間の見直し		令和7年度	企画部・総務部
現状課題	○各部署の窓口における手続きの中には、受付から終了までに1時間を要する場合があります。閉庁間際の来庁者対応によって時間外勤務が発生しています。また、窓口の準備や片付けで開庁前・閉庁後に恒常的な時間外勤務が発生している状況です。 ○業務時間中に部署内での打ち合わせや申送り、事務処理等の時間を十分に確保できない状況が続いています。そのため、窓口対応に追われない時間帯に職員間の情報共有の機会を確保し、サービス品質の向上を図ることや、集中的に事務処理を行い、業務の効率化を図ることが必要です。		
取組方針	○オンライン申請やコンビニでの証明書発行など、対面の手続きによらないサービスの普及状況や市民ニーズを踏まえたうえで、窓口開庁時間・電話対応時間の見直しを検討します。		
目標（効果）	○適切な労務管理及び時間外勤務の削減を図るとともに、各種課題の解決や案件への対応、新たなサービスの提供の検討など、行政サービスの向上や業務の効率化に向け、窓口業務以外に必要な時間を確保します。		

計画・実績・評価			
年度	計画（スケジュール）	実績	評価
令和7年度	○庁内影響調査 ○窓口・電話対応時間の検討	庁内への意見照会、影響調査及び導入自治体への聞き取り調査を実施し、窓口の具体的な短縮時間や電話対応の方向性を検討するとともに、導入に係る課題抽出を行った。	A
令和8年度	○窓口・電話対応時間のあり方の決定 ○決定内容への対応	—	
令和9年度	○決定内容に基づく取組みの開始	—	
令和10年度	—	—	
令和11年度	—	—	

実績・評価に基づく令和8年度以降の計画		
状況変化による令和8年度以降の取組等の変更	変更有無	変更内容等（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）
—	有：○ 無：—	変更理由（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）

当初設定時からの取組内容やスケジュールの変更履歴

重点事項3	財政計画の策定と自主財源の確保の強化
重点事項細目1	将来負担軽減のための財政計画 中長期的な視点に立ち、課題を明らかにして、今後の財政運営の指針となる財政計画を策定します。本財政計画に基づいて、大規模事業の進行管理を徹底するとともに、特別会計、企業会計においては持続可能な運営を推進します。外郭団体については、行政との関係の適正化を図り、さらなる健全化を支援することで将来負担の軽減と平準化を図ります。

課題・目標（当初設定時）			
課題項目		課題設定年度	担当部局
1・健全な財政運営の堅持		平成28年度	企画部
現状課題	○少子高齢化社会の進展による扶助費や繰出金などの社会保障関連経費の増加により経常収支比率は94%前後で推移しており、当面はこれらの経費は増加していくことが見込まれています。加えて、小中一貫校建設や尾上処理工場の再整備など大規模な事業に着手する予定であり、厳しい財政状況となることが見込まれています。 ○継続的で安定的に市民サービスを提供していくためには、財政の弾力性を維持するとともに、健全な財政運営が不可欠となります。		
取組方針	○持続可能な行財政基盤を確立するため、中長期的な視点から、財政計画に基づいた健全な財政運営を堅持します。		
目標（効果）	○社会経済情勢や国の動向などを踏まえた「中期財政計画」の進行管理を行います。		

計画・実績・評価			
年度	計画（スケジュール）	実績	評価
令和4年度	○次期「中期財政計画」の作成	令和5年度予算においては、加古川ならではの魅力づくりや社会の共通課題へのチャレンジに向けた取組を中心に財源を配分するなどし、効果的な予算編成を行いました。次期中期財政計画については、健全な財政運営を維持するために必要となる施策（事務事業の見直し等）を含めた内容とすることを検討する必要があることから、財政収支見通しの作成のみを行い、計画の作成を翌年度に見送りました。	B
令和5年度	○次期「中期財政計画」の作成	今後の財政収支見通しの作成を行うことで市の財政状況の捕捉をしているが、円安の進行などの影響による物価の高騰に加え、人件費の上昇など、社会経済情勢が大きく変化していくなかで、健全な財政運営を維持するために必要となる施策（事務事業の見直し等）の検討に時間を要したことから、次期中期財政計画の作成を翌年度に見送りました。	B
令和6年度	○次期「中期財政計画」の作成	次期中期財政計画には、今後実施を予定している大型事業の事業費やその財源を含めたものとするべきであることから、当該大型事業の事業費が算出できる時期に合わせて計画を策定します。	B

令和7年度	○次期「中期財政計画」の作成	次期中期財政計画には、今後実施を予定している大型事業の事業費やその財源を含めたものとするべきであることから、当該大型事業の事業費が算出できる時期に合わせて計画を策定します。	B
令和8年度	○次期「中期財政計画」の作成		

実績・評価に基づく令和8年度以降の計画

状況変化による令和8年度以降の取組等の変更	変更有無		変更内容等（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）
	—	有:○ 無:—	変更理由（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）

当初設定時からの変更履歴

【令和3年度】

・目標について「○平成28年度から社会経済情勢や国の動向などを踏まえた『中期財政計画』の進行管理を行います。」を「○社会経済情勢や国の動向などを踏まえた『中期財政計画』の進行管理を行います。」に変更しました。

【令和4年度】

・令和3年度スケジュールについて「○『中期財政計画』の作成」を「○次期『中期財政計画』の作成に向けた検討」に変更し、令和4年度スケジュールについて「○『中期財政計画』の進行管理○(必要に応じて)計画の見直し」を「○『中期財政計画』の作成」に変更しました。

【令和6年度】

・令和5年度及び令和6年度スケジュールの「○『中期財政計画』の進行管理○(必要に応じて)計画の見直し」を「○次期『中期財政計画』の作成」に変更しました。

【令和7年度】

・令和7年度のスケジュールを「○「中期財政計画」の進行管理○(必要に応じて)計画の見直し」を「○次期「中期財政計画」の作成」に変更しました。

重点事項3	財政計画の策定と自主財源の確保の強化
重点事項細目1	将来負担軽減のための財政計画
	中長期的な視点に立ち、課題を明らかにして、今後の財政運営の指針となる財政計画を策定します。 本財政計画に基づいて、大規模事業の進行管理を徹底するとともに、特別会計、企業会計においては持続可能な運営を推進します。外郭団体については、行政との関係の適正化を図り、さらなる健全化を支援することで将来負担の軽減と平準化を図ります。

課題・目標（当初設定時）			
課題項目		課題設定年度	担当部局
4・公園墓地造成事業特別会計の健全化		平成28年度	建設部
現状課題	○主要財源である一般墓地の使用料収入が減少し、会計上の財源不足分は墓園管理基金からの繰入金で賄っていますが、この状況が継続すれば、いずれ基金が枯渇することが見込まれます。墓園を永続的に運営していくためには、使用料収入の増収を図り、安定的に得ることができるよう取り組むことが必要となります。		
取組方針	○将来にわたり公園墓地造成事業特別会計が持続可能な運営となるよう、収支計画に基づき、適正な進行管理を行います。		
目標（効果）	○毎年度、収支計画に基づいた利用促進を図ります。		

計画・実績・評価			
年度	計画（スケジュール）	実績	評価
令和4年度	○収支計画の時点修正及び進行管理 ○利用促進のためのPR活動	一般墓地及び合葬式墓地の随時募集について広報に掲載したほか、ポスター掲示やチラシ、広告ティッシュ配付、YouTube動画配信など継続して取組みを行いました。特に広報8月号に掲載した特集記事の周知効果が大きく、合葬式墓地の申込みが前年度比で大きく伸び（67→117）、増収を図ることができました。	A
令和5年度	○収支計画の時点修正及び進行管理 ○利用促進のためのPR活動	これまでの取組みに加え、募集記事を掲載した地域情報紙を近隣の複数自治体の一部世帯に配布したとともに、他の自治体の広報媒体を活用した広告を行うなど市外者向けの募集案内を行いました。その結果、合葬式墓地は市外者の申込みが増え（3→38）、申込件数は前年度を上回り（117→130）、増収を図ることができました。	A
令和6年度	○収支計画の時点修正及び進行管理 ○利用促進のためのPR活動	PR活動に関し、新たに路線バス車内への募集ポスター掲出を行いました。他の取組みも継続して行った結果、合葬式墓地は、昨年度を上回る158件（うち、市外者41件）の申込みがあり、増収を図ることができました。	A
令和7年度	○収支計画の時点修正及び進行管理 ○利用促進のためのPR活動	前年度と同様の取り組みを行いました。その結果、合葬式墓地の申込状況は、134件（うち、市外者26件）となり、過年度の平均件数（96件/年）を上回ることができました。	A

令和8年度	○収支計画の時点修正及び進行管理 ○利用促進のためのPR活動		
-------	-----------------------------------	--	--

実績・評価に基づく令和8年度以降の計画			
状況変化による令和8年度以降の取組等の変更	変更有無		変更内容等（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）
	—	有：○	
		無：—	変更理由（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）

当初設定時からの変更履歴	

重点事項3	財政計画の策定と自主財源の確保の強化
重点事項細目1	将来負担軽減のための財政計画
	中長期的な視点に立ち、課題を明らかにして、今後の財政運営の指針となる財政計画を策定します。本財政計画に基づいて、大規模事業の進行管理を徹底するとともに、特別会計、企業会計においては持続可能な運営を推進します。外郭団体については、行政との関係の適正化を図り、さらなる健全化を支援することで将来負担の軽減と平準化を図ります。

課題・目標（当初設定時）		
	課題項目	課題設定年度 担当部局
	5・持続可能な水道事業を実現するための資産管理	平成28年度 上下水道局
現状課題	○節水機器の普及や人口減少に伴い、給水量は平成25年度以降、徐々に減少しています。一方で、高度成長期以降に集中的に整備された管路等の水道施設の老朽化が進行することから多額の更新費用が必要となり、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増しています。	
取組方針	○水道事業を将来にわたって持続可能なものとするため、水道施設・設備に関する投資の見通しと財源の見通しを踏まえた「加古川市水道ビジョン2028」に基づく経営を行います。	
目標 (効果)	○「加古川市水道ビジョン2028」の各種数値目標を達成します。	

計画・実績・評価			
年度	計画（スケジュール）	実績	評価
令和4年度	○「水道ビジョン2028」に基づく進行管理	加古川市上下水道事業運営審議会において、令和3年度実績でのビジョンの進捗状況等について審議を行い、ビジョン指標についてほとんどの値が目標値をクリアしているという評価を受けました。また、「経営・財務マネジメント強化事業」を活用し、経営戦略の改定準備を行い、「水道ビジョン2028」の中間見直しの方向性を検討しました。	A
令和5年度	○「水道ビジョン2028」に基づく進行管理 ○中間見直し	「水道ビジョン2028」の中間年度を迎えるため、ビジョンの中間検証報告書を策定し、加古川市上下水道事業運営審議会に諮問したところ「概ね目標を達成できている」との評価を得ました。	A
令和6年度	○「水道ビジョン2028」に基づく進行管理 ○経営戦略改定	前回の経営戦略改定から5年が経過するため、近年の社会情勢の変化を踏まえて改定案を作成し、加古川市上下水道事業運営審議会に諮りました。また、令和5年度実績でのビジョンの進捗状況等について審議を行い、ビジョン指標についてほとんどの値が目標値をクリアしているという評価を受けました。	A
令和7年度	○「水道ビジョン2028」に基づく進行管理 ○経営改善に向けた検討	加古川市上下水道事業運営審議会において、令和6年度実績でのビジョンの進捗状況等は概ね良好であると評価を得ました。また、水道事業の経営改善には「料金改定が必要である」という見解を受け、料金改定に向けた本格的な検討を始めました。	A

令和8年度	○「水道ビジョン2028」に基づく進行管理 ○経営改善に向けた検討		
-------	--------------------------------------	--	--

実績・評価に基づく令和8年度以降の計画			
状況変化による令和8年度以降の取組等の変更	変更有無		変更内容等（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）
	—	有:○	
		無:—	変更理由（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）

当初設定時からの変更履歴	
【令和7年度】 令和7年度スケジュールに「○経営改善に向けた検討」を追加しました。	

重点事項3	財政計画の策定と自主財源の確保の強化
重点事項細目2	財政基盤の強化 市債発行額の管理を行い、引き続きプライマリーバランスの黒字化に努め、市債残高の圧縮を通じた債務管理を行います。歳入・歳出については、継続的な見直しを実施するとともに、基金の有効活用に努め、様々な行政需要に弾力的に対応します。

課題・目標（当初設定時）			
課題項目		課題設定年度	担当部局
1・中長期的な視点による適正な市債の管理		平成28年度	企画部
現状課題	○毎年度作成している財政収支見通しにおいて、今後予定している小中一貫校建設や尾上処理工場の再整備などの大規模投資事業による公債費の増加が見込まれています。 ○財源不足を避けるため、将来の公債費負担を軽減する必要があります。		
取組方針	○大規模投資や公共施設の保全・改修への本格的な対応のため、計画的に市債を活用することとし、残高管理については中長期的な視点により適正に行います。		
目標（効果）	○交付税措置の無い市債（償還予定年数が概ね10年以内のもの）は、発行額を抑制します。 ○将来世代へ過度に負担が先送りされないよう、借入金を適正に管理します。		

計画・実績・評価			
年度	計画（スケジュール）	実績	評価
令和4年度	○交付税措置の無い市債の発行額を抑制 ○借入金の適正な管理	令和4年度決算において、交付税措置の無い市債 1億7,750万円の発行を抑制しました。	A
令和5年度	○交付税措置の無い市債の発行額を抑制 ○借入金の適正な管理	令和5年度決算において、交付税措置の無い市債 1億5,120万円の発行を抑制しました。	A
令和6年度	○交付税措置の無い市債の発行額を抑制 ○借入金の適正な管理	令和6年度決算において、交付税措置の無い市債 6億1,090万円の発行を抑制しました。	A
令和7年度	○交付税措置の無い市債の発行額を抑制 ○借入金の適正な管理	令和7年度決算において、交付税措置の無い市債 2,030万円の発行を抑制しました。 総利払額を削減するため、令和7年度の市債の借入から据置期間を撤廃しました。	A
令和8年度	○交付税措置の無い市債の発行額を抑制 ○借入金の適正な管理		

実績・評価に基づく令和8年度以降の計画

状況変化による令和8年度以降の取組等の変更	変更有無		変更内容等（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）
	—	有:○ 無:—	変更理由（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）

当初設定時からの変更履歴

【令和3年度】

- ・課題項目について「臨時財政対策債を含めた市債の管理」を「中長期的な視点による適正な市債の管理」に変更しました。
- ・取組方針について「市債残高の圧縮を図るため、プライマリーバランスの黒字を確保しつつ、更に交付税措置の無い市債の発行額を抑制します。また、臨時財政対策債については、決算状況を見極めた発行とします。」を「大規模投資や公共施設の保全・改修への本格的な対応のため、計画的に市債を活用することとし、残高管理については中長期的な視点により適正に行います。」に変更しました。
- ・目標について「○臨時財政対策債については、毎年度、決算状況を見極めた発行とします。」を「○将来世代へ過度に負担が先送りされないよう、借入金を適正に管理します。」に変更しました。

重点事項3	財政計画の策定と自主財源の確保の強化
重点事項細目2	財政基盤の強化 市債発行額の管理を行い、引き続きプライマリーバランスの黒字化に努め、市債残高の圧縮を通じた債務管理を行います。歳入・歳出については、継続的な見直しを実施するとともに、基金の有効活用にも努め、様々な行政需要に弾力的に対応します。

課題・目標（当初設定時）			
課題項目		課題設定年度	担当部局
2・各種基金の目標額の堅持		平成28年度	企画部
現状課題	○毎年度作成している財政収支見通しにおいて、人件費や扶助費などの経常的経費の増加が見込まれることに加え、大規模な事業に着手する予定もあり、厳しい財政状況となることが見込まれています。 ○市民サービスの質を維持・向上させ、かつ、将来にわたって持続可能な財政運営を行うためには、経費の削減や新たな財源確保策に取り組み、できるだけ基金残高を確保しておく必要があります。		
取組方針	○財政調整基金・市債管理基金は、経済事情の変動等により財源が不足する場合に備え、一定の水準で残高を確保します。 ○特定目的基金である福祉コミュニティ基金・公共施設等整備基金は、将来的な財政需要を見据えて基金残高を整理します。		
目標（効果）	○財政調整基金は、標準財政規模の10%以上の残高を確保します。 ○市債管理基金は、30億円以上の残高を確保します。 ○福祉コミュニティ基金・公共施設等整備基金は、整理した内容に沿って基金を有効に活用します。		

計画・実績・評価			
年度	計画（スケジュール）	実績	評価
令和4年度	○各種基金の目標額堅持に向けた財政運営	令和3年度決算時は、各基金の取り崩しを行ったものの、中期財政計画の最終年度における各種基金残高目標額を確保することができました。	A
令和5年度	○各種基金の目標額堅持に向けた財政運営	令和4年度決算時は、各基金の取り崩しを行わなかったため、中期財政計画の最終年度における各種基金残高目標額を確保することができました。	A
令和6年度	○財政調整基金・市債管理基金の残高確保 ○特定目的基金の目的別の有効活用 ○各種基金の目標額堅持に向けた財政運営	令和5年度決算では財政調整基金・市債管理基金ともに目標に掲げる残高を確保しました。福祉コミュニティ基金・公共施設等整備基金は、取り崩しを行い有効に活用しました。	A
令和7年度	○財政調整基金・市債管理基金の残高確保 ○特定目的基金の目的別の有効活用 ○各種基金の目標額堅持に向けた財政運営	令和6年度決算では財政調整基金・市債管理基金ともに目標に掲げる残高を確保しました。福祉コミュニティ基金・公共施設等整備基金は、取り崩しを行い有効に活用しました。	A
令和8年度	○財政調整基金・市債管理基金の残高確保 ○特定目的基金の目的別の有効活用 ○各種基金の目標額堅持に向けた財政運営		

実績・評価に基づく令和8年度以降の計画

状況変化による令和8年度以降の取組等の変更	変更有無		変更内容等（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）
	—	有:○ 無:—	
			変更理由（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）

当初設定時からの変更履歴

【令和3年度】

・取組方針について「財政調整基金・市債管理基金・福祉コミュニティ基金は『中期財政計画』における目標額を堅持します。また、公共施設等整備基金は公共施設等総合管理計画の策定の中で活用の方針を定めます。」を「○財政調整基金・市債管理基金・福祉コミュニティ基金・公共施設等整備基金は『中期財政計画』における目標額を堅持します。」に変更しました。

【令和5年度】

・取組方針について「○財政調整基金・市債管理基金・福祉コミュニティ基金・公共施設等整備基金は『中期財政計画』における目標額を堅持します。」を「○財政調整基金・市債管理基金は、経済事情の変動等により財源が不足する場合に備え、一定の水準で残高を確保します。○特定目的基金である福祉コミュニティ基金・公共施設等整備基金は、将来的な財政需要を見据えて基金残高を整理します。」に変更しました。

・目標について「○毎年度、『中期財政計画』における目標額を堅持します。」を「○財政調整基金は標準財政規模の10%以上の残高を確保します。○市債管理基金は、30億円以上の残高を確保します。○福祉コミュニティ基金・公共施設等整備基金は、整理した内容に沿って基金を有効に活用します。」に変更しました。

【令和6年度】

・令和6年度及び令和7年度のスケジュールについて「○各種基金の目標額堅持に向けた財政運営」を「○財政調整基金・市債管理基金の残高確保○特定目的基金の目的別の有効活用○各種基金の目標額堅持に向けた財政運営」に変更しました。

重点事項3	財政計画の策定と自主財源の確保の強化
重点事項細目3	自主財源の確保 収納対策をより一層充実させるとともに、さらなる財源確保を図るための取組を行います。

課題・目標（当初設定時）			
課題項目		課題設定年度	担当部局
1・ふるさと納税の推進		平成28年度	企画部・産業経済部
現状課題	○事業実施により、目的としていた本市のPR、地域産業の振興、財源の確保について、一定の成果は得られていますが、全国的にふるさと納税の取り組みが拡大していることから、更なる充実に向けて、PR方法等を工夫する必要があります。 ○企業版ふるさと納税については、企業により多くの寄付をいただけるように制度の周知を図る必要があります。		
取組方針	○魅力的な特産品等の特典や効果的な広報など、寄附者にとって寄附をしやすい環境を整備し、更なるふるさと納税の確保を目指します。また、企業版ふるさと納税についても、国の動向を注視しながら、制度の活用を検討します。		
目標（効果）	○ふるさと納税（寄附金）を推進し歳入確保を図るとともに、魅力的な地場産品等を全国にPRし産業振興を図ります。 ○企業版ふるさと納税制度を活用した企業からの寄附申し出に対応できるよう取り組みます。		

計画・実績・評価			
年度	計画（スケジュール）	実績	評価
令和4年度	○寄附対象事業の周知を継続する ○新たな寄附対象事業を検討する ○返礼品の創出、インターネット等を活用したPRの促進 ○寄附環境の整備	ふるさと納税については、ポータルサイトを3サイトから9サイトに拡充するとともに、観光協会及び商工会議所と連携し返礼品開発に取り組み578品目まで拡充したことなどから、寄附額は前年度実績を179,721千円上回りました。また、企業版ふるさと納税については、内閣府や市のホームページ等で寄附対象事業の周知を行った結果、150万円の寄附がありました。 （歳入効果額：約4億300万円）	A
令和5年度	○寄附対象事業の周知を継続する ○新たな寄附対象事業を検討する ○返礼品の創出、インターネット等を活用したPRの促進 ○寄附環境の整備	ふるさと納税については、ポータルサイトを9サイトから10サイトに拡充するとともに、観光協会及び商工会議所と連携し返礼品開発に取り組み、703品目まで拡充したことなどから、寄附額は前年度実績より90,399千円上回りました。また、企業版ふるさと納税については、内閣府や市のホームページ等で寄附対象事業の周知を行った結果、130万円の寄附がありました。 （歳入効果額：約4億9,300万円）	A

令和6年度	○寄附対象事業の周知を継続する ○返礼品の創出、インターネット等を活用したPRの促進 ○寄附環境の整備	ふるさと納税の制度改革に対応するため、返礼品の寄附単価を引き上げたことから、寄附件数が減少し、寄附額は前年度実績から約40,000千円下回ったものの、魅力的な地場産品等を全国にPRし更なる産業振興を図るため、観光協会及び商工会議所と連携した返礼品開発に取り組み、返礼品数が812品目まで拡充しました。 また、企業版ふるさと納税については、内閣府や市のホームページ等で寄附対象事業の周知を行った結果、120万円の寄附がありました。 (歳入効果額：約4億5,200万円)	A
令和7年度	○新たな寄附対象事業を周知し、寄附金の獲得をめざす ○返礼品の創出、インターネット等を活用したPRの促進 ○寄附環境の整備	ふるさと納税の制度改革に対応するため、令和6年6月に返礼品の寄附単価を引き上げたことから、寄附件数が減少し、寄附額は前年度実績から約58,000千円下回ったものの、魅力的な地場産品等を全国にPRし更なる産業振興を図るため、観光協会と連携した返礼品開発に取り組み、返礼品数が864品目まで拡充しました。 また、企業版ふるさと納税については、内閣府や市のホームページ等で寄附対象事業の周知を行った結果、現金270万円と物品の寄附がありました。 (歳入効果額：約3億9,700万円)	A
令和8年度	○ふるさと納税の返礼品の創出、インターネット等を活用したPRの促進 ○ふるさと納税の寄附環境の整備 ○企業版ふるさと納税については、新たな寄附対象事業を周知し、寄附金の獲得をめざす ○企業版ふるさと納税については、中間支援事業者を活用し、幅広い企業等へのPRを行うことで、寄附獲得の拡大を図る		

実績・評価に基づく令和8年度以降の計画

状況変化による令和8年度以降の取組等の変更	変更有無		変更内容等（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）
	○	有：○ 無：－	変更理由（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）
			令和8年度のスケジュールに「○ふるさと納税の返礼品の創出、インターネット等を活用したPRの促進 ○ふるさと納税の寄附環境の整備 ○企業版ふるさと納税については、新たな寄附対象事業を周知し、寄附金の獲得をめざす ○企業版ふるさと納税については、中間支援事業者を活用し、幅広い企業等へのPRを行うことで、寄附獲得の拡大を図る」を追加しました。 民間事業者のネットワーク及び営業力を活用し、本市単独では接点を持ち得ない企業層へのアプローチを可能とすることで、寄附機会の拡大及び寄附額の増加を図るため、新たに「○企業版ふるさと納税については、中間支援事業者を活用し、幅広い企業等へのPRを行うことで、寄附獲得の拡大を図る」を追加しました。

当初設定時からの変更履歴

【令和8年度】

ワンストップ特例申請制度が全国的に周知され、申告特例通知を処理する業務が常態化したことから、目標（効果）の「寄附者からのワンストップ特例申請を受付け、全国の各自治体に対する寄附金控除に係る申告特例通知を適切に処理します。」を削除しました。

重点事項4	事務事業の見直し
重点事項細目1	事務事業の再構築による行政の効率化 環境の変化を踏まえながら、事業開始当初の目的に対し効果が薄れてきた事業や、将来にわたりサービス水準を維持し続けることが難しい事業の見直しに取り組みます。また、手法などが類似している事務は一元化を図ります。

課題・目標（当初設定時）			
課題項目		課題設定年度	担当部局
8・職員駐車場の有料化		平成28年度	総務部・教育総務部
現状課題	職員駐車場のうち、本庁及び周辺施設の在勤職員に対しては、平成18年8月分から駐車場料金を徴収する一方で、本庁周辺以外の施設に勤務する職員からは徴収しておらず、職員間で公平性が失っている。また、市有財産の有効活用、通勤自家用車に係る行政財産の目的外使用許可の適正化も課題となっている。これらの課題解決に向けて、原則全ての勤務地において職員駐車場の有料化を行う必要がある。		
取組方針	○市有財産の有効活用によって財源を確保するため、原則全ての勤務地における職員駐車場を有料化します。		
目標（効果）	○令和5年度から原則全ての勤務地における職員駐車場を有料化します。		

計画・実績・評価			
年度	計画（スケジュール）	実績	評価
令和4年度	○職員駐車場有料化に向けての制度設計 ○関係各課・職員団体との協議	職員駐車場の有料化に向けて関係各課及び職員団体と協議した結果、一部の施設を除いて職員駐車場の有料化の制度を導入し、令和5年4月から職員駐車場の有料化を実施することになりました。実施に至らなかった一部施設については、引き続き関係各課との連絡・調整及び職員団体との協議を行うこととします。	A
令和5年度	○職員駐車場有料化の実施	令和5年4月から一部施設を除いて職員駐車場の有料化を実施し、駐車場利用職員から駐車場利用料を徴収することができました。実施に至らなかった一部施設については、引き続き関係各課との連絡・調整及び職員団体との協議を行うこととします。	A
令和6年度	○関係各課・職員団体との協議 ○職員駐車場有料化の実施	実施に至らなかった一部施設については、職員団体との協議を進めるなかで、関係者との協議や環境整備など、さらなる調整が必要と判明し、具体的な施策の実行には至りませんでした。	B
令和7年度	○関係各課・職員団体との協議	実施に至っていない一部施設について、現場における事務負担を最小化するため、料金徴収システム導入の方針を決定しました。職員団体との協議については、新たな手当の創設の動向が生じたことから、このことが職員駐車場有料化の制度設計に影響を及ぼす可能性があるため、その推移を注視することとし、今年度の協議実施には至りませんでした。	B

令和8年度	○職員団体・未実施施設への説明 ○料金徴収システムの選定 ○関係各課との協議		
-------	--	--	--

実績・評価に基づく令和8年度以降の計画

状況変化による令和8年度以降の取組等の変更	変更有無		変更内容等（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）
	○	有:○	令和8年度のスケジュールに「○職員団体・未実施施設への説明 ○料金徴収システムの選定 ○関係各課との協議」を追加しました。
		無:ー	変更理由（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合） 全職員駐車場有料化の早期実現に向けて、職員団体・未実施施設への説明、料金徴収システムの選定、関係各課との協議を計画的に進める必要があるため。

当初設定時からの変更履歴

【令和3年度】

- ・目標について「平成30年度から原則全ての勤務地における職員駐車場を有料化します。」を「令和4年度から原則全ての勤務地における職員駐車場を有料化します。」に変更しました。
- ・令和3年度のスケジュールに「○有料化する施設の現状調査○職員団体との協議」を追加し、令和4年度のスケジュールに「○原則全ての勤務地における職員駐車場有料化の実施」を追加しました。

【令和4年度】

- ・目標について「令和4年度から原則全ての勤務地における職員駐車場を有料化します。」を「令和5年度から原則全ての勤務地における職員駐車場を有料化します。」に変更しました。
- ・令和4年度のスケジュールについて「○原則全ての勤務地における職員駐車場有料化の実施」を「○職員駐車場有料化に向けての制度設計○関係各課・職員団体との協議」に変更し、令和5年度に「○職員駐車場有料化の実施」を追加しました。

【令和6年度】

- ・令和6年度のスケジュールについて「○関係各課・職員団体との協議○職員駐車場有料化の実施」を追加しました。

【令和7年度】

- ・令和7年度のスケジュールに「○関係各課・職員団体との協議」を追加しました。

重点事項4	事務事業の見直し
重点事項細目1	事務事業の再構築による行政の効率化 環境の変化を踏まえながら、事業開始当初の目的に対し効果が薄れてきた事業や、将来にわたりサービス水準を維持し続けることが難しい事業の見直しに取り組みます。また、手法などが類似している事務は一元化を図ります。

課題・目標（当初設定時）			
課題項目		課題設定年度	担当部局
39・浄化槽補助制度の見直し		令和3年度	環境部
現状課題	○設置整備事業補助と維持管理費補助のいずれの制度も生活排水による公共用水域の汚濁を防止し、早期に生活環境及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としていることから、当該補助制度がこれらの目的にどの程度寄与しているかの確に分析する必要があります。 ○維持管理費補助については法定検査の実施率、下水道使用料及び社会経済情勢の変化等を勘案し、検討を行うことと明記されていますが、制度設計をどのように行うか、既存の数値指標の外にも活用できる指標があるかも含め、調査・研究を進める必要があります。また、制度の存続、縮小、廃止等の判断においては、他部局や地元との調整も欠かせないものとなってきます。 ○設置整備事業補助については、平成27年度の下水道整備区域の変更（長期整備区域の縮小）に伴って補助対象区域を拡大し、これに合わせて従来の補助制度の内容を大幅に拡充したという経緯があることから、補助の廃止・縮小、補助金額の減額等になれば、市街化調整区域の人口動態にも少なからず影響を与える可能性もあり、関係部局との調整と対象地域への丁寧な説明が必要です。		
取組方針	○浄化槽補助制度には設置整備事業補助と維持管理費補助があり、維持管理費補助については、要綱の附則において施行後7年を経過した後（令和4年度）に、検討を行うこととなっており、必要がある場合は見直しを行います。設置整備事業補助についても令和7年度までの補助対象期間となっていることから、維持管理費補助と合わせて検討を行います。		
目標（効果）	○令和4年度末までに、法定検査の実施率、下水道使用料及び社会経済情勢の変化等を勘案し、その検討結果に基づき、浄化槽補助制度の方針を決定します。		

計画・実績・評価			
年度	計画（スケジュール）	実績	評価
令和3年度	○浄化槽補助制度の現状把握・分析 ○本市における方向性の検討	浄化槽補助制度の現状把握や分析を進めるため、浄化槽の耐用年数や他市における補助額や要件、維持管理補助の有無について調査し、方向性について検討しました。	A
令和4年度	○本市における方向性の決定	維持管理費補助については、法定検査の実施率、下水道使用料及び社会経済情勢の変化等を勘案・検討した結果、今後も有効な制度であり、継続していく必要があると判断したため、要綱を改正しました。集合処理区域における維持管理費補助については、当該区域では令和7年度の公共下水道概成に向けて下水道整備事業が進行中であり、また、下水道整備が困難な箇所の特定には長期間の調査が必要であることから、補助対象区域の拡大は見送ることとしました。一方、設置整備補助制度については、維持管理費補助の検討に時間を要したことから検討には至りませんでした。	B

令和5年度	○見直し内容の周知 ○設置整備補助制度の方向性の検討	維持管理費補助については、広報、ホームページ及び実務の中で見直し内容の周知を図りました。 設置整備補助については、制度開始から現状までの評価、他市の状況、設置工事費の推移を調査し、方向性を検討しました。	A
令和6年度	○見直し内容の周知 ○設置整備補助制度の方向性の決定	維持管理費補助については、広報、ホームページ及び実務の中で、引き続き見直し内容の周知を図りました。 設置整備補助については、継続して検討を進めましたが、方向性の決定には至りませんでした。	B
令和7年度	○設置整備補助制度の方向性の決定 ○設置整備補助制度の見直し内容の周知	設置整備補助については、浄化槽区域内に汲み取り及び単独浄化槽の世帯数が2,000件以上残っていることを踏まえ、補助制度を継続することとしました。また平成27年度以降に補助金交付を受けた者は再度の補助を不可とするよう要綱の文言を修正しました。なお補助制度のあり方については毎年度検討することとし、令和8年度の補助要綱は単年度要綱として制定しました。	F

実績・評価に基づく令和8年度以降の計画

状況変化による令和8年度以降の取組等の変更	変更有無		変更内容等（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）
	—	有:○ 無:—	
			変更理由（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）

当初設定時からの変更履歴

【令和6年度】

・令和5年度のスケジュールに「○設置整備補助制度の方向性の検討」を追加し、令和6年度のスケジュールに「○設置整備補助制度の方向性の決定」を加えました。

【令和7年度】

・令和7年度のスケジュールを「○見直し内容の周知」から「○設置整備補助制度の方向性の決定」及び「○設置整備補助制度の見直し内容の周知」に変更しました。

重点事項4	事務事業の見直し
重点事項細目2	公共施設等の最適化 公共施設については、地域の特性やバランスを考慮し、適切なサービスを提供し続けられるよう見直しを進めます。老朽化した施設は、必要性・あり方などを検討しながら、統廃合を含めた最適化を計画的に行います。施設の利用については、受益者負担の原則を基本とした負担の公平性を確保していきます。

課題・目標（当初設定時）			
課題項目		課題設定年度	担当部局
1・公共施設等総合管理計画に基づいたマネジメントの推進		平成28年度	企画部
現状課題	○今後、高齢人口の増加や生産年齢人口の減少により、扶助費の増加と市税収入の減少が見込まれるため、厳しい財政状況が予測されます。そのような状況のなか、多くの公共施設やインフラ資産の老朽化が進んでおり、今後一斉に改修・建て替え時期を迎えるため、財政負担が増大することが予想されます。		
取組方針	○インフラを含めた公共施設等における老朽化の状況や利用状況、今後の人口の見通しなどの現状と課題を踏まえながら、将来負担の軽減と平準化を図ります。		
目標（効果）	○令和8年度までに保有する公共施設の延べ床面積を6%削減します。（対平成27年3月31日比） ※当該計画では、令和37年度までの40年間で、延べ床面積を23.4%削減することとしており、そのうち10年間分（4分の1）に相当する6%を、令和8年度までの削減目標としています。		

計画・実績・評価			
年度	計画（スケジュール）	実績	評価
令和4年度	○方針・計画に基づいたマネジメントの推進 ○方針・計画の時点修正	令和4年6月に、本庁周辺の貸館機能をJ R 加古川駅前へ市民交流ひろばとして移転・集約することができました。	A
令和5年度	○方針・計画に基づいたマネジメントの推進 ○方針・計画の時点修正	両荘中学校、平荘小学校及び上荘小学校を統合した義務教育学校と両荘公民館（市民センター含む）を複合施設として整備しました。	A
令和6年度	○方針・計画に基づいたマネジメントの推進 ○方針・計画の時点修正	令和6年11月に、新クリーンセンターの工場棟（ごみ焼却場）の解体が完了しました。また、旧水道局庁舎の解体が完了し、駐車場として整備を行いました。 令和6年度末時点で、床面積削減率が約6.17%（対平成27年3月31日比）となりました。	S
令和7年度	○方針・計画に基づいたマネジメントの推進 ○方針・計画の時点修正	鳩里保育園、加古川幼稚園及び鳩里幼稚園を統合し、かこいろこども園として整備しました。公設地方卸売市場の建物の解体を行いました。 令和7年度末時点で、床面積削減率が約8.26%（対平成27年3月31日比）となりました。	S
令和8年度	○方針・計画に基づいたマネジメントの推進 ○方針・計画の時点修正		

実績・評価に基づく令和8年度以降の計画

状況変化による令和8年度以降の取組等の変更	変更有無		変更内容等（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）
	—	有:○	
		無:—	変更理由（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）

当初設定時からの変更履歴

- 【令和3年度】
- ・目標について「○平成28年度末までに施設の統廃合も視野に入れた方針・計画(公共施設等総合管理計画)を策定します。○令和2年度までに個別施設計画（再編・長寿命化）を策定します。」を削除しました。
- 【令和7年度】
- ・目標について「※当該計画では、令和37年度までの40年間で、延べ床面積を23.4%削減することとしており、そのうち10年間分（4分の1）に相当する6%を、令和8年度までの削減目標としています。」を追記しました。

重点事項4	事務事業の見直し
重点事項細目3	民間活力の活用 民間事業者のノウハウを活用し、行政サービスや費用対効果などのさらなる向上を図ります。また、効率的な行財政運営を実現するため、「民間委託」、「指定管理者制度」、「PFI」といった手法のこれまでの成果を検証するとともに、新たな手法の導入可能性を検討していきます。

課題・目標（当初設定時）		
課題項目	課題設定年度	担当部局
2・指定管理者制度導入施設の見直し	平成28年度	企画部
現状課題	○制度導入以降、一定の期間が経過しており、制度導入時に設定された目標の達成状況や効果について、評価と総括が必要となっています。 ○また、指定管理者への応募事業者数が減少傾向にあり、参入促進のための効果的なインセンティブ付与の検討が必要となっています。	
取組方針	○指定管理者制度の有効性等を検証する効果的な手法を検討します。	
目標（効果）	○指定管理者制度導入施設の有効性等の検討手法を導入し、各施設の評価を行います。	

計画・実績・評価			
年度	計画（スケジュール）	実績	評価
令和4年度	○効果的な評価手法の調査・研究	全ての指定管理施設について所管課で総合評価を実施するとともに、うち6施設を対象に選定評価委員会による評価を行い、結果を公表しました。また、加古川市立つづじ園の選定を行いました。効果的な評価手法については、他自治体の事例を調査しました。	A
令和5年度	○効果的な評価手法の導入	他市の事例を参考に、毎年の運営実績を定量的に評価し、指定管理期間を総括する評価手法を検討しましたが、インセンティブの付与には有効であるものの、指定管理者制度の有効性を検証する評価手法とは言えず、更なる検討が必要であるため、導入には至りませんでした。	B
令和6年度	○効果的な評価手法の導入	参入促進のための効果的なインセンティブ付与の検討を行うため、総合評価において定量的評価手法を試行的に導入するとともに、指定管理者選定評価委員会の評価資料の充実を図りました。一方で、指定管理者制度の有効性を検証する効果的な評価手法については、導入に至りませんでした。	B

令和7年度	○指定管理者制度の有効性を検証する効果的な評価手法の調査研究	全ての指定管理施設について所管課で総合評価を実施するとともに、うち4施設を対象に選定評価委員会による評価を行い、結果を公表しました。なお、総合評価においては、定量的評価手法を用いた評価を本格的に導入することができました。 一方で、指定管理者制度の有効性を検証する効果的な評価手法については、導入に向けて引き続き検討を進める必要があります。	B
令和8年度	○指定管理者制度の有効性を検証する効果的な評価手法の調査研究		

実績・評価に基づく令和8年度以降の計画

状況変化による令和8年度以降の取組等の変更	変更有無		変更内容等（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）
	—	有：○ 無：—	変更理由（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）

当初設定時からの変更履歴

【令和3年度】

・取組方針について「指定管理者選定評価委員会による評価を強化し、施設ごとに指定管理者制度の有効性等を検証します。検証結果によっては、直営化や地元への事務移管を含めた見直しを検討します。」を「指定管理者制度の有効性等を検証する効果的な手法を検討します。」に変更しました。

・目標について「○原則毎年度、指定管理者選定評価委員会が、施設ごとに指定管理者制度の有効性等を評価します。」を「指定管理者制度導入施設の有効性等の検討手法を導入し、各施設の評価を行います。」に変更しました。

・令和3年度以降のスケジュールについて「○委員会による施設ごとの評価○（必要に応じて）施設の運営形態の見直し。」から、令和3年度及び令和4年度は「○効果的な評価手法の調査・研究」に、令和5年度は「○効果的な評価手法の導入」に変更しました。

【令和6年度】

・令和6年度のスケジュールに「○効果的な評価手法の導入」を追加しました。

【令和7年度】

・令和7年度のスケジュールに「○指定管理者制度の有効性を検証する効果的な評価手法の調査研究」を追加しました。

重点事項4	事務事業の見直し
重点事項細目3	民間活力の活用 民間事業者のノウハウを活用し、行政サービスや費用対効果などのさらなる向上を図ります。また、効率的な行財政運営を実現するため、「民間委託」、「指定管理者制度」、「P F I」といった手法のこれまでの成果を検証するとともに、新たな手法の導入可能性を検討していきます。

課題・目標（当初設定時）			
課題項目		課題設定年度	担当部局
11・児童クラブ運営業務の民間委託		令和2年度	教育指導部
現状課題	○利用ニーズを踏まえた開所時間の延長、開所日数の拡大等、質的拡充にも取り組んできたところですが、近年の児童クラブ数の増加に伴い、支援員・補助員の安定的な人材確保や退職に伴う欠員時の対応等に課題があります。 ○また、支援員・補助員の資質向上、均一かつ良質なサービスの提供等をより充実させるなど、更なる質的拡充により、保育サービスの向上を図る必要があります。		
取組方針	○更なる質の向上を推進するために、児童クラブ運営業務について民間事業者への業務委託を検討します。		
目標（効果）	○令和6年度を目標に、民間事業者への業務委託化に向けて取り組みます。		

計画・実績・評価			
年度	計画（スケジュール）	実績	評価
令和4年度	○利用者説明会 ○事業者説明会 ○事業者選定	民間事業者に対して、業務委託にかかるサウンディングを行った結果、民間委託開始に向けた準備については、概ね6ヶ月程度で実施でき、令和5年度の早い段階で事業者選定を行うことで、十分な引継ぎ期間の確保が見込めることから、民間委託導入のスケジュールを見直しました。併せて、業務委託化の範囲・業務内容・対象地区など、民間委託にかかる仕様を十分に検討するとともに、民間委託導入のための予算措置を行いました。	A
令和5年度	○民間委託開始に向けた準備	令和6年度からの児童クラブの運営管理の民間委託に向け、令和5年度に利用者説明会、事業者説明会、事業者選定を行い、スムーズな引継ぎ保育を行うなど、着実に進めることができました。	A
令和6年度	○民間委託化開始	約半数となる36児童クラブの運営を民間事業者に委託し、委託事業者と連携しながら、児童クラブの質の向上及び安定的な運営ができるよう努めました。	A

令和7年度	○全児童クラブの民間委託に向けた準備	業者へのサウンディング調査や36クラブで実施している委託の効果等の検証を行い、委託範囲や内容などを検討し、令和9年度からの全79クラブの管理運営の民間委託に係る予算措置を行いました。	A
令和8年度	○全児童クラブの民間委託開始に向けた準備		

実績・評価に基づく令和8年度以降の計画

状況変化による令和8年度以降の取組等の変更	変更有無		変更内容等（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）
	○	有:○ 無:ー	令和8年度のスケジュールに「○全児童クラブの民間委託開始に向けた準備」を追加しました。
			変更理由（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）
			令和9年度4月から全79クラブの管理運営を民間委託する予定であるため。

当初設定時からの変更履歴

【令和7年度】

- ・令和7年度のスケジュールに「○全児童クラブの民間委託に向けた準備」を追加しました。

重点事項5	市民サービスの向上
重点事項細目1	市民の利便性の拡大
	コンビニエンスストアをはじめとした民間施設を活用し証明書の発行や納付環境の拡充を行います。また、I C T やマイナンバー制度を有効活用し、市民にとってより利便性の高いサービスを提供できる環境整備を進めます。

課題・目標（当初設定時）			
課題項目		課題設定年度	担当部局
1・マイナンバーの活用による利便性の向上		平成28年度	企画部
現状課題	○マイナンバー制度は、行政の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的としています。 ○行政の効率化にとどまらず、幅広い分野における国民の利便性向上を実現する可能性を秘めており、個人情報保護に十分留意しつつも、活用について幅広く検討することが求められています。		
取組方針	○マイナンバーについて、国の動向を見据えながら福祉、保健、医療などの社会保障分野への活用や「マイナポータル」(※)の活用による各種行政手続きの簡素化等を検討します。また、個人情報保護の徹底を前提として市独自の活用を推進します。 (※)マイナポータル：行政機関がマイナンバーの付いた自分の情報をいつ、どことやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるもの。		
目標 (効果)	○マイナンバーの活用による、市民の利便性の向上を目指します。		

計画・実績・評価			
年度	計画（スケジュール）	実績	評価
令和4年度	○マイナンバーの新たな活用方法に関する検討 ○(検討結果に応じて)マイナンバーの新たな活用	担当課と情報共有を行い、マイナポータルとマイナンバーカードの利活用事例について検討することができました。また、ぴったりサービスを活用した電子申請の拡充を行いました。さらに、マイナポータルと住民情報システムを連携する電子申請管理システムを導入しました。そして、令和4年6月にマイナンバーカードセンターを開設し、マイナポイント制度の普及啓発や予約・申込支援を実施しました。	A
令和5年度	○マイナンバーの新たな活用方法に関する検討 ○(検討結果に応じて)マイナンバーの新たな活用	国・県から提供のあった活用事例を担当課と情報共有し、活用に向けて検討を行いました。子育て施策の分野での活用を検討し、令和6年度から「子育て応援マイナポイント」を実施する方向で決定しました。 また、マイナンバーカードセンターにて、マイナポイント事業（第2弾）にかかる普及啓発や予約・申込支援を引き続き実施しました。	A

令和6年度	○マイナンバーの新たな活用方法に関する検討 ○(検討結果に応じて)マイナンバーの新たな活用	国や県から提供された活用事例について担当課と情報を共有し、活用に向けた検討を行いました。特に、子育て施策の分野での活用を進め、令和6年度には、「子育て応援マイナポイント給付事業」を実施しました。 また、マイナンバーカードセンターにおいては、マイナンバーカードに関する各種支援を継続して行うとともに、健康保険証としての利用登録や公金受取口座の登録に関する支援も実施しました。	A
令和7年度	○マイナンバーの新たな活用方法に関する検討 ○(検討結果に応じて)マイナンバーの新たな活用	国や県から提供された活用事例について担当課と情報を共有し、活用に向けた検討を行いました。 令和7年10月からは、救急隊がマイナ保険証を活用し、過去に受診した病院や処方された薬などの医療情報を閲覧する「マイナ救急」の実証事業を行いました。 また、マイナンバーカードセンターにおいては、マイナンバーカードに関する各種支援を継続して行うとともに、健康保険証としての利用登録や公金受取口座の登録に関する支援も実施しました。 さらに、公共施設等予約システムにおいて、マイナンバーカードを活用したデジタル庁の「デジタル認証アプリ」を導入し、施設へ来館することなくオンラインで利用者登録を完結できる仕組みを構築しました。	A
令和8年度	○マイナンバーの新たな活用方法に関する検討 ○(検討結果に応じて)マイナンバーの新たな活用		

実績・評価に基づく令和8年度以降の計画			
状況変化による令和8年度以降の取組等の変更	変更有無		変更内容等（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）
	—	有:○	変更理由（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）
		無:—	

当初設定時からの変更履歴	

重点事項5	市民サービスの向上
重点事項細目1	市民の利便性の拡大
	コンビニエンスストアをはじめとした民間施設を活用し証明書の発行や納付環境の拡充を行います。また、I C T やマイナンバー制度を有効活用し、市民にとってより利便性の高いサービスを提供できる環境整備を進めます。

課題・目標（当初設定時）		
課題項目	課題設定年度	担当部局
6・公民館のあり方の検討	平成29年度	企画部・市民協働部・教育指導部
現状課題	○公民館の機能が社会教育に限定されているため、様々な活動を行う地域の活動拠点となりうるか、検討するものです。	
取組方針	○社会教育施設として地域の生涯学習の拠点となってきた公民館に、地域課題の解決に向けた取組を進める拠点としての役割を加え、地域活性化に向けた新たな機能について検討します。 ※「1-2-3市民センター等の機能の見直し」と併せて検討します。	
目標（効果）	○令和8年度までの早期に、公民館のあり方について結論づけます。	

計画・実績・評価			
年度	計画（スケジュール）	実績	評価
令和3年度	○公民館のあり方を検討	コロナ禍における生活様式の変化や行政手続のオンライン化を進める中で必要な機能を見定める必要があることから、具体的な取組を行いませんでした。現在の急激な変化を注視しつつ施設所管部局との情報共有を行うこととしました。	B
令和4年度	○公民館のあり方を検討	公民館における現状や地域とのつながりについて情報共有を行い、課題や取組状況などについて、施設所管部局との意見交換を行いました。	A
令和5年度	○公民館のあり方を検討	公民館の活性化に向けた新たな取組として、令和5年4月1日使用分より、民間事業者等が主催する実費の範囲を超える入場料等の徴収を行う講座についても使用許可を行うこととし、公民館を使用できる対象の拡大を図りました。	A
令和6年度	○公民館のあり方を検討	地域課題の解決に向けた取組みの拠点として公民館を利用していただけるよう、魅力を発信し、新たな利用者層を獲得する手法について、検討を行いました。それぞれの公民館が特色を活かした主催事業を実施する中で、託児サービスの導入やSNS等の広報手段の充実を図りました。 今後は、学校教育や家庭教育との連携の拠点としての公民館のあり方の可能性についての検討を進めます。	A

令和7年度	○公民館のあり方について結論付ける	地域活性化に向けた新たな機能として、公共施設予約システムを導入し、利用者への負担を軽減しました。また、新たな利用者層の獲得について、これまでに公民館魅力発信事業を中心に得たノウハウを他館へ共有しました。さらに、令和8年度に先行実施されるかこ☆くらの受け皿の一つとなることを通して、こどもの放課後の居場所としての役割も担うこととしました。 今後も、様々な世代の人々、様々な団体が学びを通して交流、連携し、地域課題を解決する取組を進める拠点として、地域活性化に貢献していくこととしています。	F
-------	-------------------	---	---

実績・評価に基づく令和8年度以降の計画

状況変化による令和8年度以降の取組等の変更	変更有無		変更内容等（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）
	—	有:○ 無:—	変更理由（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）

当初設定時からの変更履歴

【令和3年度】

- ・課題項目について「公民館の（仮称）コミュニティセンター化」を「公民館のあり方の検討」に変更しました。
- ・取組方針について「社会教育施設として地域の生涯学習の拠点となってきた公民館に、地域課題の解決に向けた取組を進める機能を加え、地域活性化に向けた『（仮称）コミュニティセンター』の設置について検討します。」を「社会教育施設として地域の生涯学習の拠点となってきた公民館に、地域課題の解決に向けた取組を進める拠点としての役割を加え、地域活性化に向けた新たな機能について検討します。」に変更しました。
- ・目標について「平成31年度までに公民館の（仮称）コミュニティセンター化について結論づけます。」を「令和8年度までの早期に、公民館のあり方について結論づけます。」に変更しました。

重点事項 6	積極的な情報発信
重点事項細目 1	積極的な情報発信 行政の透明性を高めるとともに、市民が行政に関心を持てるようわかりやすい情報発信を積極的に行います。また、ソーシャルメディアなどを有効に活用して本市の魅力を市内外へ広く発信し、まちの活性化につなげます。

課題・目標（当初設定時）			
課題項目		課題設定年度	担当部局
5・オープンデータの利活用の推進		令和3年度	企画部
現状課題	○「加古川市スマートシティ構想」に基づき「行政情報の見える化」を進めるため、オープンデータカタログサイトで市が保有する公共データ(オープンデータ)の公開を推進するとともに、市民参加型合意形成プラットフォーム「Decidim」を用いてオープンデータに関する市民ニーズ等を把握し、市民、事業者などが広く活用できる状態にする必要があります。 ○自治体によって、オープンデータを二次利用が困難なデータ形式で公開している場合や自治体間でフォーマットが統一されていない場合があるため、公共データの横断的な利活用ができていません。国や県と連携を図り、公共データをオープンデータ化する際のフォーマットの統一を検討します。		
取組方針	○オープンデータカタログサイトにおいて、機械判読に適し、二次利用可能なルールが適応された、公共データ(オープンデータ)の公開を進め、市民、事業者などが広く活用できる状態にします。		
目標（効果）	○「加古川市スマートシティ構想」に基づき「行政情報の見える化」を進めます。 ○令和4年度にオープンデータを提供するための情報通信技術基盤を更新します。 ○関係機関等と調整を進め、オープンデータ化する際のフォーマットの統一を目指します。		

計画・実績・評価			
年度	計画（スケジュール）	実績	評価
令和4年度	○更新した情報通信技術基盤によるオープンデータの公開 ○オープンデータ拡充の検討・実施 ○「加古川市スマートシティ構想」に基づく施策の実施 ○国や県とオープンデータ化する際のフォーマットの検討	新たに公衆無線LAN設置場所等のデータをオープンデータカタログサイトに追加しました。そのほか、新たに設置した高度化見守りカメラの設置位置、シェアサイクルのシェアサイクルポートの設置位置・満空状況等を行政情報ダッシュボードへ可視化するにあたり、デジタル庁が示した標準フォーマットでの連携を検討しました。令和5年度に更新することとした情報通信技術基盤について、調査・研究を実施し、国や県と意見交換を行いました。	A
令和5年度	○更新した情報通信技術基盤によるオープンデータの公開 ○オープンデータ拡充の検討・実施 ○「加古川市スマートシティ構想」に基づく施策の実施	情報通信技術基盤を更新し、公開するオープンデータを国が推奨する形式に対応しました。令和5年度末時点では2,107件のオープンデータを公開しました。また、新たに市民意識調査結果のデータを公開しました。これらのデータは、大学等での研究・分析に活用され、分析結果を市に提供する事例もありました。 また、加古川市スマートシティ構想について、後期期間（2024～2026年度）の開始を前に、本市を取り巻く社会情勢の変化やデジタル技術の進展等を踏まえた見直しを行い、前期（2021～2023年度）の取組実績を記載することで、行政情報の見える化を進めました。	A

令和6年度	○オープンデータ拡充の検討・実施 ○「加古川市スマートシティ構想」に基づく施策の実施	新たに地番参考図（土地家屋図）データと全国地価マップデータを公開し、令和6年度末時点で2,370件のデータを公開しました。 また、「行政情報の見える化」をさらに推進するため、情報通信技術基盤とオープンデータカタログサイトとのデータ連携を見直し、データの登録・更新作業の効率化を図りました。あわせて、オープンデータである人口統計データを可視化する人口統計ダッシュボードを構築し、人口動態のわかりやすい見える化を行いました。 さらに、統合型地理情報システムで取り扱っているデータについて、他自治体の事例も参考にしながら、オープンデータ化の可能性や、データ利活用による効果を調査しました。	A
令和7年度	○オープンデータ拡充の検討・実施 ○「加古川市スマートシティ構想」に基づく施策の実施	クーリングシェルター及び赤ちゃんの駅に関するデータをオープンデータカタログサイト及び行政情報ダッシュボードに掲載し、行政情報の見える化と市民への情報提供を強化しました。また、別府川・養田川の水門における水位データをオープンデータカタログサイトに掲載し、防災分野におけるデータ利活用の推進を図りました。 さらに、公共施設等予約システムを導入し、24時間いつでもスマートフォン等から空き状況を確認できるようになりました。	A
令和8年度	○オープンデータ拡充の検討・実施 ○「加古川市スマートシティ構想」に基づく施策の実施		

実績・評価に基づく令和8年度以降の計画

状況変化による令和8年度以降の取組等の変更	変更有無		変更内容等（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）
	—	有:○	
		無:—	変更理由（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）

当初設定時からの変更履歴

--

重点事項 6	積極的な情報発信
重点事項細目 1	積極的な情報発信 行政の透明性を高めるとともに、市民が行政に関心を持てるようわかりやすい情報発信を積極的に行います。また、ソーシャルメディアなどを有効に活用して本市の魅力を市内外へ広く発信し、まちの活性化につなげます。

課題・目標（当初設定時）			
課題項目		課題設定年度	担当部局
6・広報紙等による情報発信の充実		令和3年度	企画部
現状課題	○広報紙や市ホームページ等による情報発信を行っていますが、令和3年度の市民意識調査における情報入手手段については、「広報かがわ」が83.3%、「市ホームページ」が25.5%、「市公式SNS」が14.9%となっている。 ○広報紙は町内会経由で配布しており町内会非加入世帯に対して配布できていないため、全ての市民に届けるための配布方法を検討する必要があります。		
取組方針	○令和6年度の広報紙リニューアルに向け、既存のコーナーや紙面デザインを見直すことで「より見やすく、親しみやすい広報紙」を目指すとともに、市民ニーズに合わせた情報発信ができるよう、多様な広報媒体を生かした効果的な手法の調査・研究を行います。また、広報紙が全ての市民に届くように、より効果的な方法を検討します。		
目標（効果）	○広報紙リニューアルに向けて、読者アンケート等により市民が広報紙で知りたい情報の調査を行い、令和5年度に既存コーナーを見直します。 ○情報入手方法に関するアンケート調査をし、令和6年度に広報媒体の新たな活用を行います。 ○広報紙を全戸配布するための仕組みを構築します。		

計画・実績・評価			
年度	計画（スケジュール）	実績	評価
令和4年度	○読者アンケート等によるニーズの調査 ○情報の入手方法に関するアンケート調査 ○広報紙の効果的な配布方法の調査・研究	広報かがわ紙上アンケートや市ホームページなどを活用してアンケート調査を実施し、既存のコーナーの見直しや情報入手手段に関する調査を行いました。また、広報紙の効果的な配布方法について、関係課と協議する予定でしたが、内部での検討に留まりました。	B
令和5年度	○既存コーナーの見直し ○調査結果を踏まえた広報媒体の活用方法の検討 ○広報紙の効果的な配布方法の調査・研究	令和6年5月号からの広報紙リニューアルに向け、既存コーナーやレイアウトの見直しを行い、子育て情報のページを充実させるなど子育て世代をより意識した新たな紙面案を作成しました。広報媒体の活用方法については、新たにInstagramを活用した情報発信を検討しました。また、広報紙の配布方法の調査を行い、効果的な配布方法について関係課・関係団体と協議を行いました。配布については、SNSでの情報発信に加え、市内店舗など新たな配布先を検討していくこととしました。	A

令和6年度	○広報紙のリニューアル ○広報媒体の新たな活用方法の実施 ○広報紙の効果的な配布方法の実施	令和6年5月号から広報紙をリニューアルし、手に取ってもらえる表紙デザインと、子育て世代を意識した紙面に刷新しました。広報媒体の活用方法については、若年層から子育て世代を意識し、Instagramを活用した情報発信を実施しました。 配布については、市内店舗など新たな配布先を追加しました。全戸配布するための仕組みについては、再度検討していくこととしました。	A
令和7年度	○広報紙の効果的な配布方法の再検討	広報紙の効果的な配布方法について、関係課と協議する予定でしたが、内部での検討に留まりました。	B
令和8年度	○広報紙の効果的な配布方法の再検討		

実績・評価に基づく令和8年度以降の計画

状況変化による令和8年度以降の取組等の変更	変更有無		変更内容等（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）
	—	有:○	
		無:—	変更理由（状況変化により、取組内容やスケジュールを変更する必要がある場合）

当初設定時からの変更履歴

【令和7年度】

- ・令和7年度のスケジュールに「○広報紙の効果的な配布方法の再検討」を追加しました。